

## 学校いじめ防止基本方針

大阪府立和泉総合高等学校

令和4年5月26日

### 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

#### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「社会を生き抜く力の育成」を教育目標としており、目標の達成のために、生徒が社会のルールや約束を守り、人の立場に立った考えや行動を常に意識して生活が送れるような資質を身につけるよう指導を行っている。いじめは、社会を生き抜くうえで、他者との信頼関係を壊し自らの将来を塞ぐものであり、相手の人権を踏みつける重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

#### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断については、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ただし、「いじめ」であるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要である。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

#### (1) 名称 「いじめ対策委員会」

#### (2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、  
教育相談委員長、人権教育委員長

#### (3) 役割

##### ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

##### イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

#### 4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立和泉総合高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知  高校生活支援カードによる生徒状況の集約  クラス開き	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知  クラス開き	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知  クラス開き	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果の共有）  「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月				P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	校外学習 お掃除ボランティア①  保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	校外学習 お掃除ボランティア① 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	校外学習 お掃除ボランティア① 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	
7月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート回収箱の設置  第2回委員会（状況確認）
9月				教育相談週間
10月				
11月	体育祭  文化祭 個人面談 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	体育祭  文化祭 個人面談 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	体育祭  文化祭 個人面談 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	第3回委員会（状況報告と取組みの検証）
12月				
1月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	
2月				第4回委員会（年間の取組みの検証）
3月				

## 5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を年4回開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

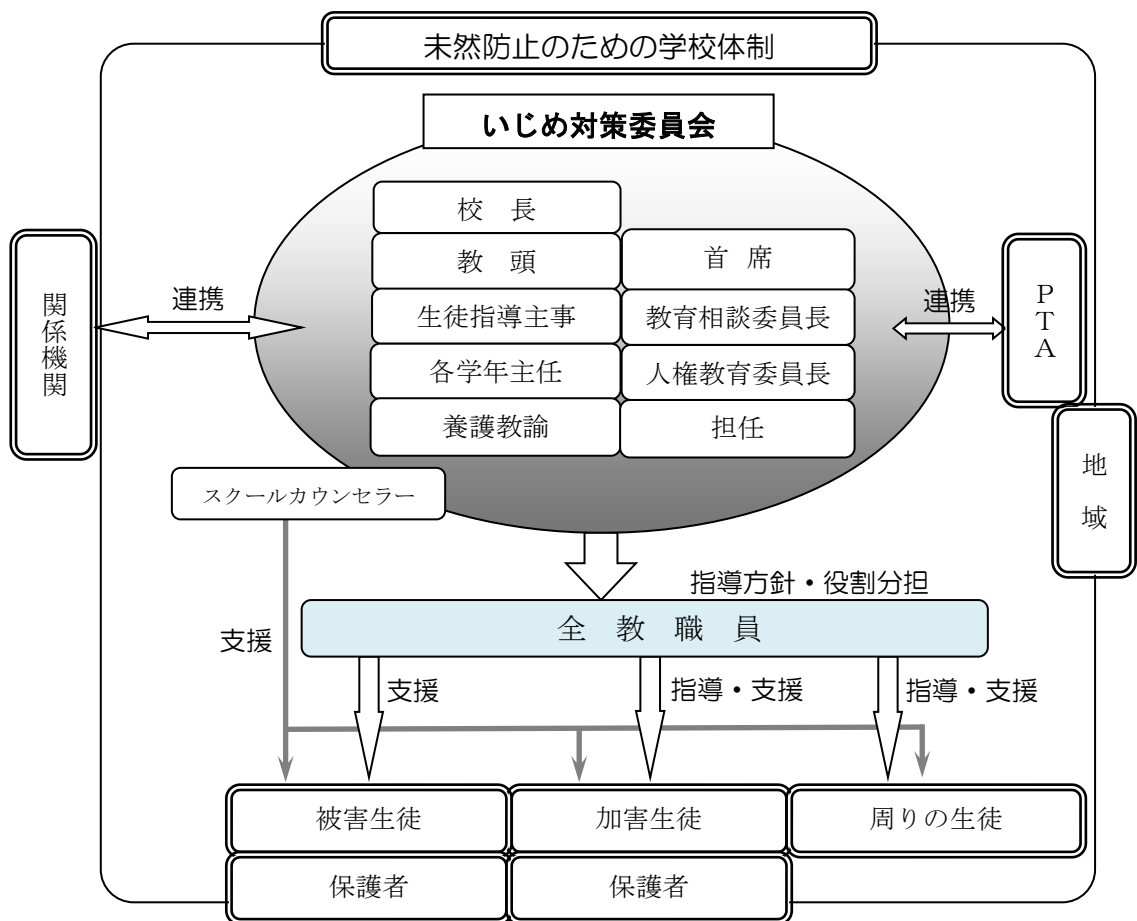
## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

### （いじめ防止に向けた学校体制）



## 2 いじめ防止のための措置

- (1) 日ごろからいじめについての共通理解を図るため、教職員に対してはいじめの早期発見、いじめへの対処に関する取組み方法等を周知するとともに、生徒に対しては、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体で醸成するため、ホームルームの時間等を活用して、互いに認め合う体験を取り入れるようにする。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するためには、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが重要である。

そのために、授業をきちんと受ける習慣を身に付けるとともに、日々の授業の中で発言したり聴いたりする姿勢を育てていけるように指導する。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなど、生徒の学習意欲・基礎学力を低下させる要因をなくし、安心して授業を受けられる環境を整えることが重要である。そのためにも、全教員がわかりやすい授業をめざし、授業改善に取り組むとともに、授業力の向上に向けて教員が互いに学びあうことが重要となる。また、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作りだしていけるよう指導する必要がある。

さらに、ストレスに適切に対処できる力を育むため、キャリア教育の視点から体験的活動を積極的に取り入れていくとともに、少しのストレスには負けない自信を育ていけるよう居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進める。
- (4) いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、日ごろより背景を含めた生徒理解ができるよう教職員間のコミュニケーションの円滑化を図るとともに、生徒理解のための研修を行う。

また、自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、お掃除ボランティアや出前授業などの活動を推進し、生徒が主体的に生き生きと活動できる場の設定を行う。
- (5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、ホームルームや総合的な探究の時間を利用して、身近な人権侵害に気づく力を育む。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化する

ことがある。

そのため、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

## 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを行うとともに、定期的に個人懇談を実施することで、生徒の実態把握に努める。さらに、教科担当者による日常の観察等が担任及び学年で共有されるよう、報告・連絡・相談の徹底を図る。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、計画的に保護者懇談を行うとともに、家庭連絡を密にして欠席生徒の状況を早期に把握するなど、日常的に情報収集に努める。
- (3) 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーを効果的に活用できるよう図っていく。
- (4) 保健だよりや教育相談だよりなどを活用して、相談体制を広く周知する。さらに、教育相談委員会により定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて守秘義務が生じることを認識し、プライバシーの保護や迅速な家庭連絡、教育的配慮のもとでのケアや指導の実施に留意する。その際、事象を固定的にとらえるのではなく、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応を行うものとする。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因や背景を把握し指導に当たることが、再発防止にとって大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

## 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会うなどより丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

## 4 いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに継続的な助言を行う。



(3) いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆生徒」、見て見ぬふりをしていた「傍観生徒」に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆生徒」や「傍観生徒」は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化し、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析してこれまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議

し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。  
また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

## 第5章 その他

- 1 いじめ問題等に関する指導記録の保存  
いじめ問題等に関する指導記録を保存し、適切に引き継いだり、情報提供できる体制をとる。
- 2 校務の効率化  
いじめ対策委員会を中心に、事象に応じて補助的な担当を決めたり、外部の専門家に一時的に構成員になってもらうなど、一部の教職員に過重な負担とならないよう校務の効率化を図る。
- 3 学校評価と教員評価  
学校評価や教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、事象の内容をよく聞き取り問題の本質を見極めたうえで評価を行う。

#### 4 地域や家庭との連携について

いじめの事象については、一方的、一面的な解釈で対処することなく、個々の事案に応じて、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### 【参考となる資料】

国立教育政策研究所：『生徒指導リーフ』

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html>

「#NoHeartNoSNS（ハートがなければ SNS じゃない!）」

<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>

ネットの危険から子供を守るために

[https://www8.cao.go.jp/youth/kankyounet/internet\\_use/index.html](https://www8.cao.go.jp/youth/kankyounet/internet_use/index.html)